今回の「お知らせ版」は２枚です。

平成２９年３月２２日発行

KARUMA I KARUMA I KARUMA I KARUMA I KARUMA I KARUMA I KARUMA I KARUMA I KARUMA I KARUMA I

広報かるまい お知らせ版 その１

毎月第２・第４水曜日発行
全　世　帯　配　布

軽米町役場　総務課　編集
電話 46-2111／FAX 46-2335

軽米町のチューリップ園 臨時出店者募集！

「雪谷川ダムフォリストパーク・軽米」のチューリップ開花時期に合わせ、飲食物などを販売する臨時出店者を次のとおり募集します。

【出展場所】フォリストパーク林間駐車場（管理棟前広場）
【募集区画】２２区画（１区画はテントの半分）
【出 店 日】４月２９日（土）～５月１８日（木）

☆ステージイベント
５月３日（水・祝）、５日（金・祝）
☆ウオーキングイベント
５月７日（日）

【条 件 等】①　町内の団体・事業者・個人であること。
②　臨時営業許可は事務局が一括で申請します。ただし、別に免状や許可が必要な場合もありますのでご確認ください。
【出 店 料】１区画2,０００円＋ゴミ処理料５００円＝2,５００円（１日あたり）
【申込方法】必要書類を担当課へ提出ください。（出店申込書及び出店要領は産業振興課にあります。）
【申込期限】**４月７日（金）１７：００まで**

《 出店者打ち合わせ会 》
【日時】４月１４日（金）１３：３０～
【会場】役場３階会議室

【問い合わせ・申し込み先】軽米町観光協会
（産業振興課・商工観光グループ☎４６－４７４６）

「町営第２野球場」を活用ください

軽米高校専用に使用していた野球場を「町営第２野球場」として４月１日から一般の方々にも使用できるようになりました。
みなさん、ぜひご活用ください。

【場　所】軽米町大字軽米１０－２４－２
（特別養護老人ホームいちい荘近く）
【料　金】１日当たり５００円（町内一般の方の場合）
【休館日】毎週月曜日（祝日の場合は翌平日）

※詳しくは、下記へお問い合わせください。

【問い合わせ・利用申込先】
教育委員会事務局・生涯学習グループ
（☎４６－４７４４）

児童手当の手続きについて

３月、４月は異動の時期です。１５歳未満の子どもをお持ちの方で下記に該当する場合、忘れずに児童手当の手続きを行いましょう。必要書類についてはそれぞれ異なりますので、事前に健康福祉課へお問い合わせください。

〇受給資格がなくなる方
・　軽米町から他の市町村へ引越しする方
・　４月から公務員になる方

〇受給資格を得る方
・　他の市町村から軽米町へ引越しする方
・　公務員を退職された方

※　児童手当は申請手続きした月の翌月分からの支給となります。
※　公務員になる方、退職された方は、軽米町への手続きのほかに、所属庁への手続きも必要となります。

軽米町福祉タクシー助成券について

町では、町内のタクシー会社を利用の際、１枚で６１０円まで割引になる助成券を交付しています。申請書は健康福祉課または晴山・小軽米出張所で受け取れます。なお、平成２８年度以前から利用している方も申請が必要です。

【助成対象となる方と申請に必要なもの】
①　身障手帳１級・２級、療育手帳Ａの交付を受けている方で、自動車税・軽自動車税の減免を受けていない方
◇必要なもの
申請書、印鑑、障害程度を確認できる手帳

②　８０歳以上のひとり暮らしの（家族と同一または隣接敷地に居住していない）方
※同居世帯員が病院や介護施設等へ６ヶ月以上入院（入所）中のため一人で暮らしている８０歳以上の方も対象となります。
◇必要なもの
申請書、印鑑、民生委員の証明

【交付枚数】１年間あたり２４枚
（申請月により交付枚数は異なります。）
【有効期間】助成券の交付を受けた日から平成３０年３月３１日まで
【申請場所】健康福祉課
【受付期間】４月１日～平成３０年３月３１日
８：３０～１７：１５（土、日、祝日を除く）

【問い合わせ・申請先】健康福祉課
福祉グループ（☎４６－４７３６）

町が問い合わせ先や申し込み先になっている記事は、町ホームページの「各課からのお知らせ」などに、より詳しく掲載していますので、そちらもご確認ください。

裏面もご覧ください

引越しの際は忘れずに、住所変更を行ってください

住所変更の手続きは、国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。引越しなどをする際は、忘れずに住所変更の手続きを行ってください。

○手続きが必要なときとは

①他の市町村へ転出される場合

転出する前に手続きを行ってください。転出証明書をお渡しします。

必要なもの
①印鑑 ②本人確認書類

②他市町村から転入される場合

転入した日から１４日以内に手続きを行ってください。

必要なもの
①転出証明書 ②印鑑 ③本人確認書類 ④『マイナンバー通知カード』または『マイナンバーカード』 ※変更後の住所をカードに記載します

③同一の市町村内で転居される場合

転居した日から１４日以内に手続きを行ってください。

必要なもの
①印鑑 ②本人確認書類 ③『マイナンバー通知カード』または『マイナンバーカード』

《 本人確認書類について 》

写真付きのものであれば１つ、写真が付かないものは２つ必要になります。
（例）１つで足りるもの…免許証、マイナンバーカード、身障者手帳など
２つ必要なもの　…保険証、各種受給者証、学生証、年金手帳など

【問い合わせ先】町民生活課
総合窓口グループ（☎４６－４７３５）

国民健康保険の手続きをお忘れなく！

【問い合わせ先】町民生活課
町民生活グループ（☎４６－４７３４）

春は就職や転勤、入学、転入、転出など、異動の多い季節です。**異動のあった日から１４日以内に、役場町民生活課または各出張所へ必ず届出をしてください。**

なお、平成２８年１月よりマイナンバー制度が施行され、国民健康保険の各種手続きにも「個人番号」の記載欄が設けられています。手続きの際は、マイナンバーと本人確認ができるもの（免許、パスポートなど）もお持ちください。

＊加入の届出が遅れると

以前に加入していた健康保険を脱退した時点までさかのぼって国保税を納めることになります。また、その間は保険証がないため、医療費はいったん自己負担になります。

＊脱退の届出が遅れると

他の健康保険に加入していながら国保の保険証を使って受診してしまった場合には、国保が負担した医療費を町に返還していただくことになります。

※本人が手続きに来庁できない場合は、世帯主または同じ世帯のご家族の方に手続きをお願いします。

《国保の届出一覧》

	内　　容	届出に必要なもの
国保に加入する	他の市町村から転入した	他の市町村の転出証明書、印鑑 （健康保険資格喪失証明書）
	職場の健康保険などをやめた	健康保険資格喪失証明書、印鑑
	被扶養者からはずれた	被扶養者資格喪失証明書、印鑑
	生活保護を受けなくなった	生活保護廃止決定通知書、印鑑
	子どもが生まれた	母子手帳、印鑑
国保を脱退する	他の市町村に転出する	国民健康保険被保険者証、印鑑
	職場の健康保険に加入した	国保と職場の保険証、印鑑 （資格取得証明書でも可）
	被扶養者になった	
	死亡した	保険証、印鑑
	生活保護を受ける	生活保護決定通知書、印鑑、保険証
その他	町内で住所が変わったとき	保険証、印鑑
	世帯主や氏名が変わったとき	
	修学のために転出する	保険証、在学証明書(学生証可)、印鑑
	保険証をなくした、または 汚れて使えなくなった	身分を証明するもの（運転免許証など） 使えなくなった保険証、印鑑

バス通学費の請求は４月７日まで！

【問い合わせ先】総務課
企画グループ　（☎４６－２１１１）

町ではバスの利用促進と軽高生のバス通学者の負担軽減を図るため、利用したバス運賃を１ヶ月 20,000 円まで助成しております。軽米高校生で通学にバスを利用されている方は、忘れずにご請求ください。軽米に接続している全ての路線が対象です。

請求書、利用方法など詳しくは、役場総務課または軽米高校事務担当者までお問い合わせください。

○対象者

軽米高校に通学する生徒（住所は問いません）

○請求時に必要なもの

①請求書（押印は、認印でお願いします）
②使用済み定期券や押印済みポイントカード

○提出先

役場総務課または高校事務担当者

今回は、平成２８年４月～平成２９年３月までの利用分を**４月７日（金）まで**受け付けております。請求漏れの無いようご確認ください。

表面もご覧ください

今回の「お知らせ版」は２枚です。

平成２９年３月２２日発行

KARUMAI KARUMAI KARUMAI KARUMAI KARUMAI KARUMAI KARUMAI KARUMAI KARUMAI KARUMAI

広報かるまい お知らせ版 その２

毎月第２・第４水曜日発行
全　世　帯　配　布

軽米町役場　総務課　編集
電話 46-2111／FAX 46-2335

第１９回「森と水とチューリップ」パークゴルフ大会を開催します

【日　　時】５月７日（日）受　付８：２０～
　　開会式９：００～
【会　　場】ハートフルパークゴルフ場
【競技方法】３６ホールストロークプレー（パー１３２）
【表　　彰】男女別に優勝から第１０位まで表彰
　　特別賞としてホールインワン賞、ブービー賞
【申込期間】４月２１日（金）まで
【参 加 料】２,０００円（昼食代、保険料、景品代など含む）
【申込方法】参加料を添えて教育委員会事務局・生涯学習グループまたはパークゴルフ場スタートハウスまでお申し込みください。
　　※　参加申込後の取り消しの場合、参加料は返金できません。
【そ の 他】雨天決行です。雨具などをご準備ください。
　　昼食は大会事務局にてご用意します。
　　ホールアウト後、景品が当たる抽選を行います。

【問い合わせ・申し込み先】
〇教育委員会事務局・生涯学習グループ
（☎４６－４７４４）
〇パークゴルフ場スタートハウス
（☎４６－３８８９）

火の用心 森から聞こえる ありがとう

３月１日～５月３１日を山火事防止運動月間に定め、山火事に対する注意を呼びかけています。

春は空気が乾燥し、風の強い日が多いため、山火事の起こりやすい季節です。

山火事の多くが、ちょっとした火の取り扱いの不注意から発生しています。

山火事防止は、皆さん一人一人の小さな心がけから始まります。

次のことに注意して、山の緑を火災から守りましょう。

〇　強風時及び乾燥時には、たき火、野焼き、火入れをしない。
〇　枯れ葉等のある、火災が起こりやすい場所では、たき火、野焼きをしない。
〇　たき火の場所を離れるときは、完全に消火する。
〇　たばこの吸い殻を投げ捨てない。
〇　森林の周囲１ｋｍの範囲で、面的な野焼きをする場合、許可を必ず受ける。
〇　火遊びをしない。

皆様のご協力をお願いします。

【問い合わせ先】総務課
総務グループ（☎４６－４７３８）

燃えるごみの収集日程が変わります

４月から、町内全ての地域で、燃えるごみと生ごみの収集を週２回行います。

ごみは収集日の当日の朝、８時３０分までに決められた場所に出すようお願いします。

詳しくは、別紙ごみ収集日程表をご確認ください。

ごみの減量化に引き続きご協力お願いします。

【問い合わせ先】町民生活課
町民生活グループ（☎４６－４７３４）

ふるさとにのへ 合同企業説明会の開催について

二戸地域雇用開発協会では、岩手県内への就職を希望とする平成３０年３月卒業予定の学生や既卒者、またはＵターン・Ｉターンを希望する一般求職者を対象に合同企業説明会を開催します。

履歴書や事前の参加申し込みは不要ですが、当日「受付票」と「訪問カード」の提出が必要です。詳しくは、下記ホームページでご確認ください。

【日　　時】４月３０日（日）１３：００～１６：００
【場　　所】二戸パークホテル
【参加企業】二戸地区企業　２０社（予定）

【問い合わせ先】
二戸地域雇用開発協会（二戸地域職業訓練センター内）
（☎２３－３０４０）FAX：２３－３１７４
URL　http://ninohe-koyou.net

春の全国交通安全運動

４月６日（木）～１５日（土）

「おともだち　むこうにいても　みぎひだり」

全国一斉に「春の全国交通安全運動」が展開されます。また、期間中の４月１０日（月）は「交通事故死ゼロを目指す日」となっています。

次のことに留意して、交通事故防止に心がけましょう。

☆　**子ども・高齢者を見たら減速、徐行**をするなど、思いやりのある運転をしましょう。
☆　**自転車の交通ルールの遵守**と歩行者に配慮した安全利用に心がけましょう
☆　**すべての同乗者にシートベルト（子どもにはチャイルドシート）**の正しい着用を徹底しましょう。
☆　飲酒運転の危険性、違法性を認識し、**飲酒運転の根絶**を図りましょう。

裏面もご覧ください

経営所得安定対策直接支払交付金の申請受付について

〇水田転作の申請受付を、３月２８日（火）～４月１２日（水）まで下記日程により行います。

- **平成２９年産水稲共済細目書異動申告書と併せての受付となります。**
- 畑作物の数量払を申請する方で、畑地に作付がある場合は、所在地と面積の届出が必要です。
  （畑作物の数量払申請は認定農業者等に限られます。台帳には前年の畑地データはありません。）
- 各交付金の対象は、販売を目的とする作物であり、捨て作りや自家用は対象になりません。事前の販売先との契約と出荷後の販売伝票の提出が必要です。

月　日	時　間	受付会場	対象行政区
３月２８日（火）	９：３０～１１：３０	山内農業構造改善センター	平、中村、和当地、山内大久保、東
	１３：３０～１５：００		貝喰、山内駒木、山口、上・下谷地渡、竹谷袋
３月２９日（水）	９：３０～１１：００	大清水地区活性化センター	大清水、新井田、駒板、東台
	１３：３０～１５：３０	晴山公民館	高清水、横枕、観音林東・西・南・北、沼、上・下野場
４月　４日（火）	９：３０～１１：００	晴山農業構造改善センター	上・下晴山、早渡、内城
	１３：３０～１５：３０	高家生活改善センター	高家、向高家、外川目、苅敷山、西里、上・下尾田
４月　５日（水）	９：３０～１１：００	増子内農村振興会館	上・下増子内、戸草内、七ツ役
	１３：３０～１５：３０	小軽米生活改善センター	河北、上・下河南、沢田、八木沢、松ノ脇
４月　６日（木）	９：３０～１１：００	小玉川生活改善センター	屋敷、市野々、小玉川
	１３：３０～１５：３０	米田農業構造改善センター	蜂ヶ塚、米田、大久保、牛ヶ沢、民田山
４月　７日（金）	９：３０～１１：３０	円子生活改善センター	上円子、蛇口
	１３：３０～１５：３０		下円子上・下、板橋、大沢
４月１０日（月）	９：３０～１１：００	笹渡農業構造改善センター	高柳、鶴飼、笹渡、百鳥
	１３：３０～１５：３０	百目金公民館	百目金
４月１１日（火）	９：３０～１１：００	長倉生活改善センター	長倉、小松
	１３：３０～１５：３０	上舘農業構造改善センター	上舘、仲軽米、沢里、岩崎、車門
４月１２日（水）	９：３０～１１：３０	農村環境改善センター	上・下新町、蓮台野、門前、桜山、駒木
	１３：３０～１５：００		向川原、荒町、仲町、大町、新大鳥、山田、君成田

※　上記受付日以外の受付は役場産業振興課で行いますが、台帳を持ち出しするため、割当日以外としてください。
　また、４月１９日（水）～４月２５日（火）までの間は、農業者が参加する認定方針作成者（集荷業者）に台帳を置き、取りまとめを依頼しますので、そちらで届出をお願いします。

〇届出期限

- 水稲共済異動細目書の届出は**平成２９年５月１５日（月）まで**です。
- 飼料用米に取組む方は、他に手続書類があります。必ず、参加する認定方針作成者（出荷業者）に届出した上で申請願います。
- 経営所得安定対策直接支払交付金の交付申請の締め切りは**６月３０日（金）まで**です。以後は受付できません。

〇届出に持参するもの

- 印鑑（認印可）

※　口座変更、新規加入、名義変更の場合は、本人名義の通帳も併せてご持参ください。

【問い合わせ先】軽米町農業再生協議会事務局
（産業振興課内☎４６－４７４０）

軽米町育英奨学生募集について

【問い合わせ先】教育委員会事務局
教育総務グループ（☎４６－４７４３）

軽米町では、平成２９年度育英奨学生を募集します。
募集期間は**４月３日（月）～４月２８日（金）**で、必要書類などを揃えてお申し込みください。

１．対象

優良な生徒であって、経済的理由により修学が困難と認められる方で、高等学校、大学または修学期間１年以上の各種専門学校等に在学し、町内に居住する方の子弟である方

２．募集予定人員及び貸与月額

区　　分	募集人数	貸与月額
大学またはこれと同程度の学校（短期大学及び各種専門学校等の修学期間１年以上の学校を含む）	１０人程度	51,000円以内
高等専門学校		30,000円以内
高等学校等		15,000円以内

３．提出書類

（１）育英奨学金貸与申請書
（２）家庭状況調書
（３）在学証明書または入学が確認できる書類
　（発行日は平成２９年４月１日以降のもの）
（４）家族全員分の住民票の写し（本籍続柄の記載のあるもの）
（５）家族全員の所得証明書

※（１）（２）の用紙は、教育委員会にあります
※（４）（５）は、町民生活課窓口で取る事ができます

４．返済について

各種学校を卒業して１年後から、最長１５年以内で返済いただきます。（無利子）

表面もご覧ください